

「食料・農業・農村基本計画」見直しについての意見書

現在、政府は平成12年に定めた「食料・農業・農村基本計画」の見直しを検討している。平成17年3月に策定される新たな基本計画は、今後の日本の食料・農業政策を大きく左右するものである。

また、BSEや偽装表示問題などの食の不安を引き起こしている現状から、食の安全や環境問題などに配慮した政策への転換が必要である。

さらに、基本計画の見直しに当たっては、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料自給率の引き上げ、食の安全・安心に結びつく施策を展開することが日本農業の再生・発展につながると考える。

そこで、「食料・農業・農村基本計画」の見直しについては、以下の課題が解決されるよう要望する。

(1) 食料自給率について

この5年間、食料自給率が横ばいで推移してきた原因と関係諸施策の問題点を明らかにし、生産者と消費者の理解と協力のもと自給率引き上げ政策を推進すること。

(2) 担い手の在り方について

政策対象たる担い手は、意欲を持つ農業者及び地域で「育成すべき担い手」として推薦される者等を対象とすること。また、集落営農は、地域の条件に見合った多様な農業の展開を可能なものとして位置づけること。

認定農業以外の農業者にも生産意欲を持てるよう施策を講じること。

(3) 新たな経営安定対策（品目横断的施策等）について

新たな経営安定対策は、農産物価格の構造的な低落をカバーし、耕作意欲を持てるよう本格的な所得補填策とすること。

(4) 農地制度の在り方

農地等土地利用規制の体系を整備し、農地を農地として活用できる法・制度を早急に確立すること。

(5) 農業環境・資源保全政策の確立

担い手以外の農家、非農家、地域住民などを含めた農業資源保全の「共同」の取り組みに対する支援策を経営所得安定対策とセットで導入すること。

環境直接支払制度を創設し、有機農業など環境保全型農業の推進を支援すること。

現行の中山間直接支払制度は、拡大・充実して継続実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月17日

和歌山県議会議長 小川 武

(意見書提出先)

衆議院議長

參議院議長

内閣総理大臣

農林水産大臣